

【韓国】製造業の中小企業におけるデジタルシフトに関する法律

海外立法情報課 中村 穂佳

* 製造業の中小企業に関して、データ活用の促進、デジタルクラスターの構築の支援等を内容とする法律が、2023年1月3日に制定、公布された。同年7月4日に施行される。

1 背景と経緯

韓国では、全企業のうち99.9%が中小企業¹とされる²。2022年12月8日、デジタル化が十分に進んでいない中小企業が多いこと、個別の中小企業に対するデジタルシフト支援等に関する法律がないこと等を提案の背景とした法案³が国会で可決され、2023年1月3日、製造業の中小企業の競争力を強化する等の目的で、「中小企業のスマート製造イノベーションの促進に関する法律（法律第19181号）」（以下「スマート製造イノベーション法」）⁴が公布された。この法律は、本則全33か条と附則1文（施行日規定）から成り、同年7月4日に施行される。この法律において、「スマート製造イノベーション」は、中小企業の競争力の向上のため、情報通信技術、人工知能等を一体化させ⁵、製品開発、製造の工程、流通管理、企業経営の方式等を改善する活動と定義される（第2条第2号）。

2 制定法の概要

(1) 基本計画の策定、推進及び事業遂行のための機関の指定

中小ベンチャー企業部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）は、スマート製造イノベーション促進のための政策目標及び基本的方向性、支援及び法制度の整備に関する事項等を含む基本計画を5年ごとに策定し、推進しなければならない。基本計画は、中小企業政策審議会⁶の審議を経て確定される（第5条）。長官は、スマート製造イノベーションを促進するための事業を効率的に実施するため、推進機関を指定することができる。推進機関は、スマート製造イノベーションに関する政策の策定及び事業の支援、企業及び公共機関等との協力体制の構

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年4月7日である。

¹ 中小企業基本法（法律第19044号）第2条第1項では、業種別の売上額又は資産総額等が基準値に該当し、かつ持分所有又は出資関係等、所有及び経営の実質的な独立性が基準に該当する企業であって、営利を目的に事業を行うもの等を「中小企業」と定義する（「 중소기업기본법（법률 제 19044 호）」 국가법령정보센터 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245321#0000>>）。売上額の基準は、主たる業種ごとに規定される。製造業の例では、主たる業種が家具製造業等の場合は平均売上額等が1500億ウォン以下、食品製造業等の場合は1000億ウォン以下、飲料製造業等の場合は800億ウォン以下である（「 중소기업기본법 시행령（대통령령 제 31758 호）」 국가법령정보센터 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsBylInfoPLinkR.do?bylSeq=13065137&lsiSeq=232597>> 別表1）。なお、1ウォンは約0.1円（令和5年4月分報告省令レート）。

² 「우리 경제의 근간 ‘중소기업’, 전체 기업의 99%·근로자 81%」 2022.7.28. 중소기업부 웹사이트 <<https://www.mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1035110&parentSeq=1035110>>

³ 「[2118791] 중소기업 스마트제조혁신 촉진에 관한 법률안（대안）（산업통상자원중소벤처기업위원장）」 의안정보시스템 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M2W2W1Y1G2P3A1F9U1G8E4T1X0K3S8>

⁴ 「중소기업 스마트제조혁신 촉진에 관한 법률（법률 제 19181 호）」 국가법령정보센터 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247251#0000>>; 「[중소기업 제조혁신촉진법] 제정안 국무회의 통과」 2022.12.27. 중소기업부 웹사이트 <<https://www.mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1038147>>

⁵ 原文は「융합하여（融合して）」。

⁶ 中小企業の保護・育成に関連する主要な政策及び計画並びにその実施に関する事項を審議し、調整するため、中小ベンチャー企業部に置かれる審議会（中小企業基本法（法律第19044号）第20条の4）。

築、長官が委託する事業等を行う（第6条）。

(2) スマート製造イノベーションの支援等

長官は、スマート製造イノベーション技術競争力の向上、産学研の共同によるスマート製造イノベーション支援、製造データ⁷の活用促進、デジタルクラスター⁸の構築の支援、スマート工場⁹の設備等を供給する企業の育成等の事業を推進することができる（第8条）。

(i) スマート製造イノベーション技術競争力の向上

長官は、スマート製造イノベーションに必要な研究開発、技術開発の効率化のための実証基盤の構築、開発された技術の事業化等を推進することができる（第9条）。

(ii) 産学研の共同によるスマート製造イノベーション支援

長官は、大学、国公立研究機関等が、中小企業と共同で実施する産学協力支援事業及び中小企業に対して実施する教育・指導事業を支援することができる（第10条）。

(iii) 製造データの活用促進

長官は、中小企業の製造データの作成¹⁰、収集、加工、分析、共有、流通を促進するための支援事業を推進することができる（第12条）。長官は、企業、公共機関等が、製造データプラットフォーム¹¹を構築し、運営することができるよう、支援することができる（第13条）。長官は、第12条及び第13条の支援事業等の製造データ関連業務を効率的に行うため、製造データ専門機関を指定することができる。製造データ専門機関は、長官から委託を受けた業務、中小企業の製造データ関連の技術コンサルティング等の支援等を実施する（第14条）。

(iv) デジタルクラスターの構築の支援

長官は、デジタルクラスターの構築及び参加企業の育成、参加企業及び機関の相互連携活動の支援等を行うことができる（第15条）。

(v) スマート工場の設備等を供給する企業の育成

長官は、スマート工場の構築及び運営に必要な設備、ソフトウェア、サービス等を供給する企業（以下「供給企業」）を育成するため、供給企業の創業支援、研究開発支援、国内外の販路開拓等の事業を行うことができる（第16条）。

(vi) その他の規定

スマート製造イノベーション関連の保安強化のための規定（第18条）、労働環境の改善に関する規定（第21条）が置かれた。また、第8条の支援事業に参加する企業等は、必要な場合、規制の見直し¹²を長官に申請することができる（第26条）。

⁷ 製品の企画・設計・製造等の製造過程及び製品の流通等の過程において、企業が生産し、保有し、活用するデータをいう（スマート製造イノベーション法第2条第3号）。

⁸ バリューチェーンが密接である、又は共通の目的若しくは利害関係を持つ企業等が、相互連携及び協力のため、業種、地域の区分なくデジタル技術を活用して形成した協業体（スマート製造イノベーション法第2条第6号）。バリューチェーンとは、「企業の様々な活動が最終的な付加価値にどのように貢献しているのか、その量的・質的な関係を示すツール」とされる（「バリューチェーン（価値連鎖）」野村総合研究所ウェブサイト <https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary/lst/ha/value_chain>）。

⁹ 製造データに基づいて製品の製造過程を制御し、改善する工場等（スマート製造イノベーション法第2条第4号）。スマート工場は、知能型工場とも称される。「제조혁신을 이끌 지능형공장 (스마트공장) 고도화 구축 지원」2023.1.30. 중소벤처기업부ウェブサイト <<https://www.mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1039040&parentSeq=1039040>>

¹⁰ 原文は「생산（生産）」。次注(11)で同じ。

¹¹ 製造データの作成、収集、加工、分析、共有、流通等の業務を遂行するためのデータベース及びシステム（スマート製造イノベーション法第2条第5号）。

¹² 原文は「개선（改善）」。